

医療施設における障がいのある方への合理的配慮

e-検査ナビを活用した合理的配慮の取り組み

一般財団法人 杜の都産業保健会 鎌倉 克行

【講演内容】

近年、障がいのある方に対する社会全体の理解が深まり、共生社会の実現に向けた取り組みが進んでいる。医療分野においても、全ての人が安心して医療を受けられる環境づくりが求められており、特に聴覚障がい者への適切な対応は重要な課題となっている。

2013年6月に障害者差別解消法が制定され、2016年4月に施行された。

2024年4月には法改正され、障がいのある方への合理的配慮が義務化された。

また日本診療放射線技師会では2009年に策定された「聴覚障がい者のための放射線部門のガイドライン」を改訂した。

つまり医療施設でも障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」が禁止され、合理的配慮が義務化された。

障がい者とは障害者手帳を持っている人だけではなく継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている全ての人を対象であるが、我々医療従事者としては法律とか考える前に困っている受診者(患者)様がいらっしやったら全員助けましょうというスタンスで行くべきである。

障害者差別解消法が制定され、当会で対策をしなければならぬ主なものを洗い出すと。

- ・歩行が困難な方
- ・聴覚障がい者の方
- ・日本語以外の言語の方
- ・高齢者の方

があげられたがこの中でも施設健診より巡回健診、特に歩行が困難な方や聴覚障がい者の方、日本語以外の言語の方の健診(検診)がスムーズに行えるような対策を考えました。

【巡回健診における車椅子での受診対策】

巡回健診(検診)は検診車で行うので、車椅子でいらっしやった受診者様が段差のある検診車の中に入るには従来は車椅子を一度降りていただく必要があり、その後も介助者数人で介助しながら移動しておりました。



Fig.1



Fig.2

しかし、人力で検診車の階段を使って移動すると危険も伴います。

そこで検診車に車椅子用電動リフト(Fig.1)を付けました。

リフトに車椅子を乗せ、電動で上までリフト(Fig.2)します。これにより車椅子に乗ったまま検診車に入る事が出来るようになりました。従来は車椅子の方は時間を別にとって健診(検診)を行っていましたが、健常者と同じ時間帯での健診(検診)が行えるようになりました。

【外国人や聴力障がい者の方の胸部X線検査の対策】

事前説明用のタブレット(Fig.3 胸部用e-検査ナビ+)を導入し、多言語・手話対応タブレット(Fig.4 胸部用e-検査ナビ+)により多言語や文字・アニメーションにより胸部エックス線

検査を受けるまでの説明がスムーズに行えるようになった。

撮影案内 (Fig.5 Nice Call) も10言語対応で、多言語音声と文字やアニメーションにより外国人や聴力障がい者の方がスムーズに検査できるようになった。

また検査後の案内もタブレットを用いてスムーズになった。

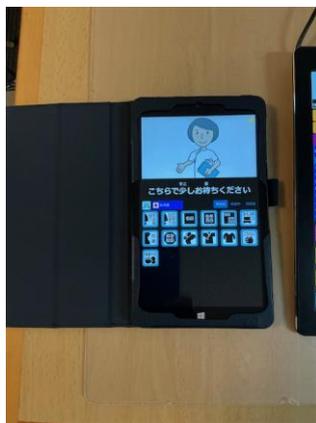


Fig.3



Fig.4

Ⅱ 72.5% Ⅲ 43.2% Ⅳ 6.2% となり胃がんは早期で発見すれば生存率が高くほとんどが救命可能となります。

それ故に胃の検査は早期発見が重要で1年発見が遅れると命取りとなります。

そこで胃部X線検査精度を上げるためにアイエスゲートの胃部用e-検査ナビとe-検査ナビ+を導入した。



Fig.6



Fig.7



Fig.5



Fig.8

【外国人や聴覚障がい者の方の胃部X線検査の対策】

一番の課題は胃部X線検査で、胃部X線検査は診療放射線技師が受診者(患者)様へ遠隔で指示して動いてもらう検査です。

従来は介助者に手伝ってもらいながら行っていたが介助者が撮影室に入室している間は透視を切る必要があり細かい動きはできなく完全な検査は行えませんでした。

胃部X線検査の目的は救命可能な早期胃がんを発見する検査で早期胃がんは癌(がん)の局在が粘膜下組織にとどまるもので、進行胃がんは癌(がん)の浸潤が粘膜下組織を越えているものです。

ステージ分類の生存率ではⅠ(早期がん)98.7%

胃の検査は事前説明が大事で、特に発泡剤服用後にゲップを我慢してもらう事が重要です。

聴覚障がい者の方や外国人の方にゲップを我慢してもらう説明がうまくいかない事もりましたが事前説明用のタブレット (Fig.6 胃部用e-検査ナビ+) の多言語と文字・アニメーションによる説明によってスムーズに理解してもらう事ができるようになりました。

また撮影についても、放射線技師が操作室からタブレット (Fig.7胃部用e-検査ナビ) で操作して撮影室の壁と天井に付いているアニメーションディスプレイ (Fig.8) と多言語音声により、介助者が撮影室内で介助しなくてもスムーズに検査ができるようになりました。



【ベトナム語画面】

【中国語画面】

【手話画面】

また検査終了後の事後説明も大事で、適正な下剤を飲んでもらったり、水分を多くとってもらったり、アルコールを控えてもらったり、とにかく説明を理解していただくのが大変でしたが事後説明用のタブレットでスムーズに理解していただけるようになりました。

【まとめ】

障害者差別解消法改正により、障がいのある方への合理的配慮が義務化されましたが、我々医療従事者は法律が有っても無くても受診者(患者)様

全員が同じような品質で検査が受けられるように工夫していかなければなりません。

もちろん施設によって予算が限られているので、今回の補助装置などの導入が難しい場合もあるかと思いますが、例えば案内のラミネートを作成したり、壁に案内を掲示したりするなど、経費をかけなくても色々と工夫して各施設での予算の範囲内で受診者(患者)様のために最大限の努力をしていくべきである。